

(報告第2号について事務局より説明)

(質疑等の要旨)

- 委員 : 資料2-13の番号4の用途変更について、枠外の周辺の会社などには意見を聴いたのか。また、今回の用途変更は枠外の周辺の会社には影響はあるのか。
- 事務局 : 今回の用途変更は東側や南側の周辺の工場には影響を与えないように考慮して準工業地域への変更としている。
- 事務局 : 周辺の方々の意見を聴く機会については、法定縦覧に加えて、尼崎市独自で法定縦覧の前に周辺住民の意見聴取をすることになっており、2回意見を聴く機会を設けて、丁寧に手続きを進めていく。
- 委員 : 資料2-13の番号4は市の土地であるため、市の土地の用途を市が変更することは自分の財産価値を上げることになるが、このような場合は特別な手続きはないのか。市の自由で恣意的な用途変更に歯止めをかけたつ、都市計画としてはどう考えるのかを教えてください。
- 事務局 : 今回は衰退している阪神沿線を活性化するために、単に野球場を作るだけではなく、どのような周辺への波及効果があるのかも含めて検討した上で公園再整備の基本方針を策定し、対応したものである。このように都市計画の変更を検討するにあたっては、たとえ市有地であっても、都市計画マスタープランや立地適正化計画をはじめとした上位計画や方針等に位置づけて、政策的に検討を進めていく。また、都市公園の用途地域は周辺の土地利用と合わせてきているが、今回の観覧場のように用途地域が制約となる場合があり、抜本的な考え方の整理が必要だと考えている。
- 委員 : ある都市では公園に市民病院を建てたと聞いているが、都市計画審議会の範疇を超えるような場合に、都市計画審議会の中でも専門分科会の意見を聴取するような手続きがあってもよいと考える。